

第12期第6回福岡県個人情報保護審議会次第

1 日時

平成27年6月18日(木) 10:00～

2 場所

県庁行政棟10階特9会議室

3 議事

- (1) 福岡県個人情報保護条例の一部改正について
- (2) 平成26年度福岡県個人情報保護条例の運用状況について(報告)
- (3) 平成26年度における個人情報の流出事案について(報告)
- (4) その他

[配布資料]

- 1 福岡県個人情報保護条例の一部改正について(答申)(案)
- 2 平成26年度福岡県個人情報保護条例の運用状況
- 3 平成26年度における個人情報の流出事案

福岡県知事 殿

福岡県個人情報保護審議会

会長 岡本博志

福岡県個人情報保護条例の一部改正について（答申）（案）

平成 27 年 5 月 1 日 27 広第 17 号で諮問のあったことについて、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定等に伴う改正について

同法の趣旨を踏まえ、福岡県個人情報保護条例においても、特定個人情報の適正な取扱いが確保され、特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置が講じられることから、適当なものと認めます。

なお、万が一、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損等が発生した場合、県民の権利利益に重大な影響を及ぼすことから、実施機関に対しては、特定個人情報の適正な取扱いに万全を期すよう要望します。

2 個人情報を取り巻く環境の変化を踏まえた改正について

高度情報通信社会の進展に伴う電子計算機等の急速な普及や利用率の向上、情報セキュリティ機能の強化等及び現行条例の運用状況を踏まえ、「公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合」には福岡県個人情報保護審議会の意見聴取を不要とする改正について、適当なものと認めます。

平成 26 年度福岡県個人情報保護条例の運用状況

1 自己情報の開示請求の状況

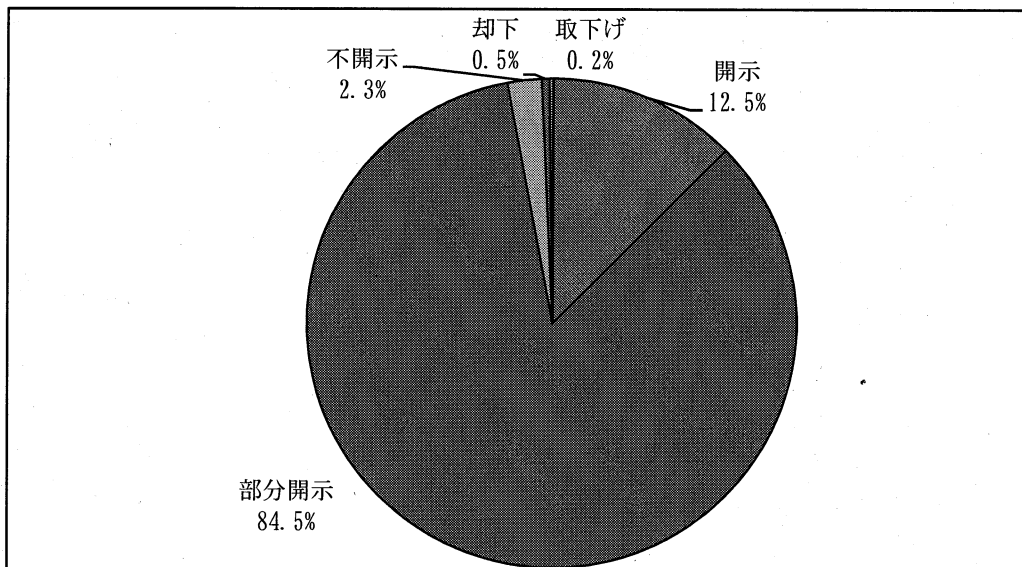
(1) 文書による開示請求と決定の状況

平成 26 年度の文書による自己情報の開示請求の件数は 400 件で、そのうち実施機関が開示決定等を行った件数は、却下及び取下げの件数 3 件を除いた 397 件です（表 1）。

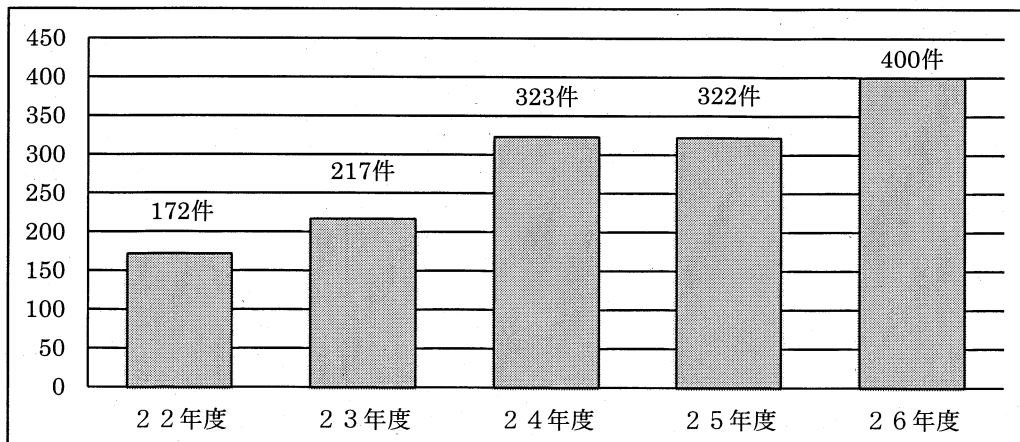
表 1 文書による自己情報の開示請求、開示決定等の状況

請求件数	決定等の状況					
	開示	部分開示	不開示	不存在	却下	取下げ
400	50	338	9	7	2	1

(参考 1) 開示決定の状況



(参考 2) 平成 22 年度から平成 26 年度までの開示請求件数の推移



(2) 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関別の開示請求件数は、警察本部長332件、知事53件等となっています（表2）。

表2 実施機関別の文書による自己情報の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関	請求 件数	決 定 等 の 状 況					却 下	取下げ
		開示	部分 開示	不 開 示 不 存 在				
知 事	秘書室・総務部	1		1				
	企画・地域振興部							
	新社会推進部							
	保健医療介護部	24	12	9	3	1		
	福祉労働部	22	20	1	1	1		
	環境部							
	商工部							
	農林水産部							
	県土整備部	3	1	2				
	建築都市部	3		2	1	1		
	会計管理局							
小 計	53	33	15	5	3			
議 会								
公営企業の管理者								
教育委員会	5	2	3					
選挙管理委員会								
人事委員会								
監査委員								
公安委員会	2		2					
警察本部長	332	7	318	4	4	2	1	
労働委員会								
収用委員会								
海区漁業調整委員会								
内水面漁場管理委員会								
地方独立行政法人	8	8						
合 計	400	50	338	9	7	2	1	
(請求件数に対する比率)	(100.0%)	(12.5%)	(84.5%)	(2.3%)	(1.8%)	(0.5%)	(0.2%)	

(3) 不開示事由適用件数

開示請求に対しては、請求に係る個人情報中に開示請求者以外の個人に関する情報や事業情報等、個人情報保護条例上の不開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に開示することとなります。なお、平成26年度における不開示事由の事由別適用件数は、表3のとおりです。

表3 不開示事由の事由別適用件数

条例第14条第1項各号		適用件数		
		部分開示	不開示	計
第1号	開示請求者以外の個人に関する情報	188	2	190
第2号	事業情報	3		3
第3号	審議・検討等情報			
第4号	行政運営情報	250		250
第5号	評価判断情報	9		9
第6号	警察職員情報	320		320
第7号	捜査等情報	38		38
第8号	法令秘情報			
第9号	未成年者等情報			
第10号	会派情報			
計		808	2	810

注1 重複適用があるため、表1の件数と合致しません。

注2 不存在は除いています。

(4) 主な開示請求の内容

主な開示請求の内容は、表4のとおりです。

表4 主な開示請求の内容

請求内容	件数	実施機関
警察が作成した相談カードに記載された自己情報	187	警察本部長
警察が作成したサービス日誌に記載された自己情報	83	警察本部長
警察が作成した物件事務報告書に記載された自己情報	26	警察本部長
警察が作成した犯罪事件受理簿に記載された自己情報	21	警察本部長
身体障害者手帳の申請書類	14	知事(福祉労働部)

(5) 口頭による開示請求（簡易開示）

平成26年度の口頭による自己情報の開示請求（簡易開示）の件数は、10,273件です（表5）。

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができるもので、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

平成26年度は、知事が21、教育委員会が7、人事委員会が5、警察本部長が14、地方独立行政法人が21、合計68の試験又は選考が対象となっています。

表5 簡易開示の状況（件数は平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
知	クリーニング師試験	1	合否発表の日から1か月間
	福岡県ふぐ処理師試験	14	
	福岡県歯科技工士試験	42	
	毒物劇物取扱者試験	3	
	登録販売者試験	10	合格発表の日から1か月間
	福岡県介護支援専門員実務研修受講試験	5	合否発表の日から1か月間
	技能検定試験	3	合否発表の日から1年間
	職業訓練指導員試験	1	合否発表の日から1か月間
	福岡県立高等技術専門校訓練生選考試験	121	
	狩猟免許試験	9	合格発表の日から1か月間
事	採石業務管理者試験	2	合否発表の日から1か月間
	砂利採取業務主任者試験	2	
	農薬指導士認定試験	2	
	家畜人工授精講習会修業試験	1	
	小計	216	

実施 機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
教育 委員 会	福岡県教育委員会職員採用試験	1	可否通知を送付した日の翌日から1か月間
	福岡県立高等学校入学者選抜	7,670	合格発表の日（全日制課程において補充募集が行われる場合は、当該補充募集の合格発表の日）の翌日から1か月間
	福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定	150	入学者決定結果通知を送付した日の翌日から1か月間
	小計	7,821	
人事 委員 会	福岡県職員採用Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類試験	619	合格発表日の翌日から3か月間
	福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験	81	
	福岡県職員採用選考試験（人事委員会が実施する職員採用選考に係るものに限る。）	32	
	小計	732	
警察 本 部 長	福岡県警察官A（男性）採用試験	237	合格発表の日から1か月間 。ただし、第1次試験合格者については、最終合格発表の日から1か月間
	福岡県警察官B（男性）採用試験	82	
	福岡県警察官A（女性）採用試験	40	
	福岡県警察官B（女性）採用試験	30	
	福岡県警察官C採用試験	2	
	猟銃等講習考査	164	可否発表の日から1か月間
	警備員指導教育責任者講習修了考査	214	
	機械警備業務管理者講習修了考査	20	
	警備員等検定学科試験	111	
	警備員等検定実技試験	60	
	駐車監視員資格者講習修了考査	29	
	小計	989	

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
地方独立行政法人	九州歯科大学入学者選抜試験	125	4月16日から1か月間
	九州歯科大学アドミッション・オフィス入学試験	26	
	九州歯科大学大学院入学者選抜試験	3	合格発表の日から1か月間
	福岡女子大学一般入試	110	学生募集要項に定める期間
	福岡女子大学推薦入試	14	
	福岡県立大学入学者選抜試験	155	4月16日から1か月間
	福岡県立大学推薦入学試験	65	
	福岡県立大学社会人特別選抜試験	2	
	福岡県立大学大学院入学者選抜試験	10	合格発表の日の翌月の1日から1か月間
	福岡県公立大学法人職員採用試験	5	合格発表の日の翌日から1か月間
小計	515		
合計	10,273		

2 自己情報の訂正請求の状況

自己情報の訂正請求とは、開示を受けた自己の個人情報の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。）の請求ができるものです。

平成26年度は、自己情報の訂正請求が1件ありました。（表6）

表6 自己情報の訂正請求状況

訂正請求案件	実施機関	訂正請求 年月日	実施機関の決定	
			決定年月日	決定内容
「保護カード」及び「保護観護員サービス日誌」に記載の個人情報	警察本部長	27.2.20	27.3.26	却下

3 自己情報の利用停止請求の状況

自己情報の利用停止請求とは、開示を受けた自己の個人情報が収集の制限（条例第3条）、目的外利用・提供の制限（条例第5条）又は電子計算組織の結合による提供の制限（条例第6条）に違反して収集、利用又は提供されていると思料するときは、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

平成26年度は、自己情報の利用停止請求はありませんでした。

4 不服申立ての状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、不服申立てを行うことができます。

平成26年度は、行政不服審査法に基づく不服申立てが5件ありました。（表7、表8）

表7 平成22年度から平成26年度までの不服申立件数の推移

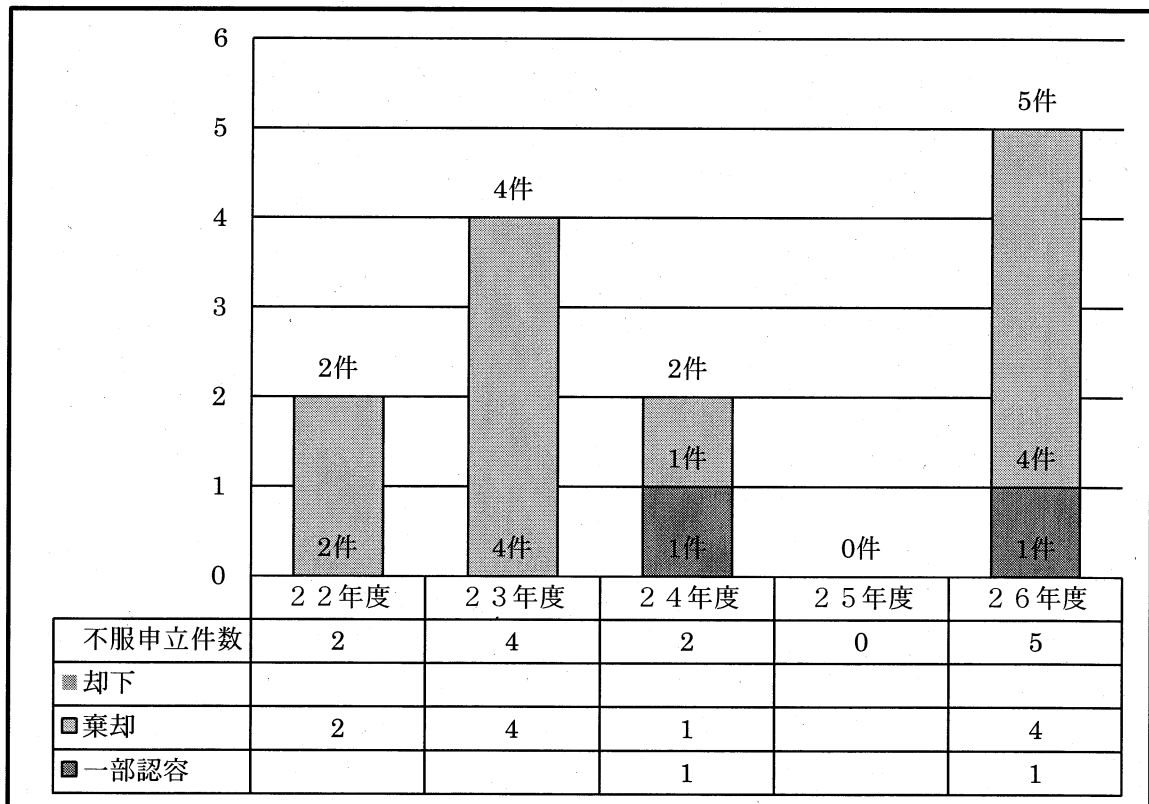


表 8 不服申立ての処理状況

答 申 番 号	不 服 申 立 案 件	諮 問 実 施 機 関	不 服 申 立 年 月 日	諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	裁 決 又 は 決 定 年 月 日	裁 決 又 は 決 定 内 容
2 6	死産届に係る個人情報不開示決定処分に対する異議申立て	知事	26. 4. 21	26. 5. 19	26. 8. 21	26. 9. 19	棄却
2 7	個別労使紛争に関するあっせん申立書等に係る個人情報部分開示決定処分に対する異議申立て	知事	26. 6. 12	26. 7. 23	26. 11. 20	26. 12. 26	棄却
2 8	乳幼児発達相談指導票に係る個人情報部分開示決定処分に対する異議申立て	知事	26. 10. 17	26. 11. 6	27. 1. 22	27. 2. 20	一部認容
2 9	用地交渉記録簿に係る個人情報部分開示決定処分に対する異議申立て	知事	26. 11. 7	26. 12. 1	27. 3. 19	27. 4. 22	棄却
3 0	死産届に係る個人情報不開示決定処分に対する異議申立て	知事	26. 12. 22	27. 1. 20	27. 3. 19	27. 3. 30	棄却

5 個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、条例第51条の規定に基づき知事の附属機関として設置しています（平成4年5月1日設置）。

審議会には、次の部会を置いています。

- ・第一部会（不服申立部会）

不服申立事案の審査に関する事項を所掌する。

- ・第二部会（住基・番号法部会）

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する事項及び番号法に基づく特定個人情報保護評価に関する事項を所掌する。

平成26年度の審議会の開催状況は、次のとおりです（表9、表10、表11）。

表9 審議会の開催状況

開催期日	主な審議内容
第12期：第1回審議会 平成26年5月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の選任について ・会長職務代理者の指名について ・「個人情報保護審議会の運営について」の一部改正について ・部会の委員の指名について ・部会長の選任について ・部会長職務代理者の指名について ・個人情報を含む公文書の流出について（報告） ・不服申立部会の審査結果について（報告）
第2回審議会 平成26年8月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について（諮問・答申） ・平成25年度福岡県個人情報保護条例の運用状況について（報告）
第3回審議会 平成26年9月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について（諮問・答申）
第4回審議会 平成27年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外について（諮問・答申）

表 1 0 第一部会の開催状況

開催期日		主な審議内容
第12期：第1回第一部会	平成26年7月17日	・不服申立てについて
第2回第一部会	平成26年8月21日	・不服申立てについて
第3回第一部会	平成26年9月18日	・不服申立てについて
第4回第一部会	平成26年10月16日	・不服申立てについて
第5回第一部会	平成26年11月20日	・不服申立てについて
第6回第一部会	平成26年12月18日	・不服申立てについて
第7回第一部会	平成27年1月22日	・不服申立てについて
第8回第一部会	平成27年2月19日	・不服申立てについて
第9回第一部会	平成27年3月19日	・不服申立てについて

表 1 1 第二部会の開催状況

開催期日	主な審議内容
第12期：第1回第二部会 平成27年1月20日	・マイナンバー制度の概要及び情報連携の仕組みについて ・特定個人情報保護評価について
第2回第二部会 平成27年2月19日	・県税の賦課徴収関係事務に係る第三者点検について（諮問）
第3回第二部会 平成27年3月17日	・県税の賦課徴収関係事務に係る第三者点検について（答申） ・住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務に係る第三者点検について（諮問）

6 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、条例第47条の規定により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

平成26年度は、4件の苦情がありました。

平成27年6月18日
総務部県民情報広報課

平成26年度における個人情報の流出事案

平成26年度において発生した個人情報の流出事案は、次のとおりである。

1 県民情報広報課における流出事案について

(1) 概要

県民情報広報課職員が県主催行事に関する情報をホームページに掲載する際、誤って別の文書を添付したもの。

当該ページを閲覧した県職員から連絡を受けて個人情報の流出が判明し、掲載開始から約2時間半後に当該文書を削除した。

(2) 発生日時

平成26年6月21日（土）9：00

(3) 流出した個人情報等

公文書開示決定通知書に記載された請求者の氏名及び開示請求内容

(4) 関係者への対応

個人情報の本人へ電話で説明し謝罪を行った。

なお、ホームページの該当ページへのアクセスログを調査したところ、閲覧者が特定できないアクセス数が2件確認された。

情報が悪用された等の問題が発生したという報告はなされていない。

(5) 再発防止策

課内会議を行い、事務処理におけるチェック体制の点検・確認をするとともに、所属職員に対し、個人情報の適正な取扱いを徹底するよう指示した。

2 その他

上記1のほか、3件流出事案発生。

流出した個人情報が公にされている情報であったことや個人情報が流出した先が特定され、当該文書の回収ができたことから、公表は行わなかった。

3 個人情報の取扱いに関する指導について

1の流出事案の発生を受け、本庁及び出先機関の全所属に対して、「個人情報の厳正な管理徹底について」（別添2）を通知し、職員の自己点検及び必要に応じて研修等を実施し、改善策等の検討を依頼。

また、流出事案が発生した所属については、平成26年度又は27年度の個人情報の管理状況に関する定期監査において、監査対象所属として選定し、当該所属における個人情報管理体制等について監査を実施。

添付資料

- ・ 記者提供資料及び新聞記事・・・・・・・・別添1
- ・ 通知文書（平成26年7月3日付け）・・・・別添2

平成 26 年 6 月 21 日

県民情報広報課

担当：大群、中島

内線：2444 直通：092-643-3101

福岡県ホームページの誤掲載に伴う個人情報流出について

1 概要

総務部県民情報広報課職員が、県主催行事に関する情報をホームページに掲載する作業の際、誤って別のファイル（公文書部分開示決定通知書）を添付し、そのファイルに個人情報1件が含まれていたもの。

2 流出した個人情報について

添付したファイルに記載された「開示請求者」氏名 1件

3 個人情報が閲覧できる状態であった期間

平成 26 年 6 月 21 日（土） 9 時 ～ 同日 11 時 20 分頃

4 事故発生の経緯

ホームページに掲載するためファイルをスキャンしてデータ化したが、掲載する際に誤って別のデータを取り出し、掲載した。

5 事故の判明とその後の対応

当該ページを閲覧した県職員から連絡があり、該当するファイルを削除した。

※ 9 時 00 分	ホームページ掲載開始。
10 時 40 分頃	当該ページを閲覧した県職員から連絡。
11 時 20 分頃	該当ファイルを削除。

6 関係者への対応

当該開示請求者に対して連絡し、状況を説明するとともに謝罪を行った。

7 再発防止について

チェック体制を点検・確認するとともに、職員に対して個人情報の適正な取扱いを徹底する。

- ・ホームページ掲載のために入力した内容チェックの徹底
- ・掲載を承認する際の内容チェックの徹底

※閉庁日における問い合わせ先

大群
猪股

公印省略

26広第511号
平成26年7月3日本庁各課（室）長 } 殿
各出先機関の長 }

総務部県民情報広報課長

個人情報の厳正な管理徹底について（通知）

個人情報の適正な取扱いについては、これまでも繰り返し厳正な管理徹底を求めてきたところですが、今般、当課において、県主催行事に関する情報をホームページに掲載する作業の際、誤って別のファイルを添付し、個人情報を流出させる事案が発生しました。

本事案は、不特定多数の者が閲覧可能となるインターネットによる流出であり、一旦個人情報が流出してしまうと、二次流出等を防ぐことが困難となるおそれがある深刻なものです。

このような個人情報等の重要情報の漏えいは、本人等の権利利益を損なう可能性があるだけでなく、県政に対する県民の信頼を著しく失墜させる重大な事態です。

近年、後を絶たない流出事故は、いずれもヒューマンエラー（人為的過誤）によるものであり、組織として対策を講じたとしても、個人情報等を取り扱う職員が手順や規範を守らなければ、対策の効果は表れません。

もちろん、ヒューマンエラーを完全になくすことは非常に困難ですが、ヒューマンエラーが「どういうものか」、「なぜ発生するのか」を知り、適切な対策を講ずることによって、ヒューマンエラーの発生を防止することは可能です。

したがって、各所属において「ヒューマンエラーを起こしやすい環境がないか」を考えて、エラーを誘発する要因を取り除くこと、エラーが起きてそれをリカバーする仕組みを考えることが重要です。

そこで、当課において別紙のとおり本事案に関する要因分析と対策を検討するとともに、資料を作成しましたので、各所属におかれましても、所属研修、係の打合せ等の機会に、これらの資料を参考にエラー誘発要因の除去方法、リカバーの仕組み等について御検討くださるようお願いいたします。また、個人情報の厳正な管理について所属職員に対して改めて周知くださるよう併せてお願いいたします。

【参考資料】

資料1 「個人情報とは、どのような資料でしょうか？」

資料2 「ヒューマンエラーを防ぐには？」

【問合せ先】

県民情報広報課情報公開係

担当：野田

TEL：092-643-3104

県庁内線：2451

要因分析

対策

職員A

職員B

職員C

HPに掲載するため個人情報が掲載されていない文書をスキャン。その際「リセット」ボタンで通常モードに戻すことを忘れる。

その直後に、スキャナーになっていることに気が付かず個人情報が掲載されている文書をコピー。すぐに気付いたが、ミスキャンされたデータを削除しなかった。

利用する際には、内容を確認するだろうという思い込み

スキャナーを使用した後はリセットボタンを押す。複合機に使用後はリセットボタンを押すよう表示した。

・直前の操作がリセットされているか確認する。
・職員Aにミスキャンしたことを伝える。
・ミスキャンしたデータは直ちに削除する。

電子データの内容を確認せずにHP掲載申請

・スキャンされた最新のデータが自分がスキャンしたものという思い込み
・個人情報は含まれていないという気の緩み

申請前に電子データの内容を必ず確認する。

HP掲載の申請がなされたが、本文の照合のみで添付された電子データの内容を確認せずに承認

承認前に電子データの内容を確認する。

HPへの掲載予定時刻になった時点で、すぐに内容を確認していない。

正しいデータが添付されているという思い込み

HPに掲載された内容をすぐに確認する。

(総括)

本事案は、チェック体制が構築されており、未然に防止できたはずであるが、結果としてチェック機能が働かなかったものである。その最大の原因は、「～だろう」の思い込みであり、ヒューマンエラー発生を前提として、「～かもしれない」という意識で職務遂行にあたる必要がある。

個人情報とは、どのような情報でしょうか？

私たちは、業務を遂行する上で、さまざまな個人情報を取り扱っていますが、そもそも個人情報とは、どのような情報なのか理解していますか。

個人情報とは、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの」をいいます。例えば、氏名、住所、電話番号のほか、財産の状況、心身の状況、思想その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報です。

誤解されることが多いものとして、法人等の代表者名など、公知の情報であっても個人情報に該当します。

また、写真や映像、音声も、特定の個人が識別できる場合には、個人情報に該当します。

業務を通じて、多くの個人情報を取り扱っていることを自覚し、個人情報の流出事故発生の芽を摘みましょう。

なぜ流出事故は起こったのでしょうか？

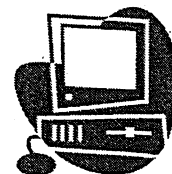
以下に示した流出事故は、今年度（4月～6月）発生したものです。

【ケース1】・・・流出した個人情報：個人の氏名

- ① 個人情報が記載された公文書をコピーする際、スキャナー機能が選択されていることに気付かず、誤って他の係のフォルダにデータを保存してしまった。
- ② ホームページに情報を掲載する際、誤って保存された①のファイルだと気付かず、内容を確認しないまま添付してしまった。

【ケース2】・・・流出した個人情報：個人の氏名

- ① 管内施設を対象にしたアンケートを実施するため、調査票及び封筒等を印刷し、別の職員に引き継いだ。
- ② 封入作業を行う際、封筒と封入文書の順番が異なっていることに気付かず、突合せを行わずに封入、発送した。



これらの事故を教訓として、何故こうした事故がなくなるのか、何か良い防止策がないかなどを考えてみてください。

ヒューマンエラーを防ぐには？

本県では、これまでに各所属で個人情報チェックリストによる点検等を実施するなど、職員への注意喚起や意識啓発に取り組んできたにもかかわらず、依然として個人情報の流出事故が起っています。

「人の手を介する限り、ヒューマンエラー（人為的過誤）は起こるもの」という前提に立った対策が必要です。

ヒューマンエラーが「どういうものか」、「なぜ発生するか」を知り、適切な対策を講ずることで、エラーの発生を防止することは可能です。

下記のチェックポイントを参考に、ヒューマンエラーを防ぐ方法を各所属で話し合ってみてください。

1	「慣れたときが危険なとき」を肝に銘じる。
2	手順書を作ったら、毎回手順書を確認しながら仕事を進める。
3	手順書は、随時見直しをする。
4	ヒヤリハットは見直しのチャンス。
5	他人の失敗を自分に置き換えてみる。
6	作業しながら雑談はしない。
7	急ぎのときこそ、再確認。
8	「面倒」「後で」は危険信号。
9	作業が特定の人に集中していないか気を配る。
10	大事な作業中は、電話等で中断しない。
11	机の上に、不要なものを置かないよう心がける。
12	「~だろう」の思い込みは、「~かもしれない」に変換を。
13	一度決めたルールは厳守する。
14	数字や記号などの間違いやすいものは、「使わない」か「置き換え」る。

